

# 公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 1 5 日 付 け を も っ て 発 送 し た 下 記 の 者 に 係 る  
書 類 （ 通 知 書 ） は 、 発 送 を 受 け る べ き 者 の 住 所 、 居 所 、 事 務 所 又  
は 事 業 所 が 不 明 も し く は 、 国 外 へ の 転 出 に よ っ て 送 達 が で き な い た め 、  
当 市 役 所 保 険 課 で 保 管 し 、 い つ で も 送 達 を 受 け る べ き 者 に 交 付 す る 。

令和 8 年 7 月 3 1 日

七尾市長 茶 谷 義 隆

| 番<br>号 | 送達すべき書類の名称                                                                                 | 送達を受けるべき者 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|        |                                                                                            | 氏 名       |
| 1      | 令和8年度 後期高齢者医療納入通知書 兼 特別徴収開始通知書<br>1169437                                                  | 佐藤 年子     |
| 2      |                                                                                            |           |
| 3      |                                                                                            |           |
| 4      |                                                                                            |           |
| 5      |                                                                                            |           |
| 6      |                                                                                            |           |
| 7      |                                                                                            |           |
| 8      |                                                                                            |           |
| 備<br>考 | 高齢者医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。 |           |